

第 5 回サプライチェーン強靱化に関する 検討会合 議事のポイント・検討会合資料

第5回サプライチェーン強靱化に関する検討会合 議事のポイント

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（案）

【重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援】

- ✓ 外部依存性の評価は、支援対象となり得る事業者以外にもヒアリングすべき。
- ✓ 外部依存性等の評価は、事業者の予見可能性を高めるため、引き続き十分に情報提供すべき。
- ✓ 物資の生産を所管する官庁とその供給不可欠役務を所管する官庁が異なるケースが想定されるため、関係行政機関間の連携をより意識して進めるべき。

【安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等】

- ✓ 事業者に求められることが拡大している。事業者が何をすべきなのか、分かりやすく伝える工夫をすべき。
- ✓ 民間事業者の取組を支援する制度であることを踏まえ、協力要請等が企業の過度な負担となることは避ける必要。また、企業側の意思決定に支障が生じないように迅速に対応すべき。
- ✓ サプライチェーン脆弱化の原因の一つに川上・川中の業者の取引上の立場の弱さがあると指摘されていることも踏まえ、円滑な取引環境の整備を進めるとともに、「緊密な連携協力」の具体的内容を丁寧に説明・発信すべき。

【施策の実施状況の評価】

- ✓ 科学技術の進展に伴いサプライチェーンが変化し得ることを踏まえ、最新情報を収集し、変化に対応して支援すべき。
- ✓ 近時の情勢変化が基本指針や施策に反映されていくことを明確化すべき。

【官公需の取り込み】

- ✓ 民需に加えて官公需を対象に含めることは、既に取組が進んでいる分野もあり、政府調達も含めたサプライチェーン全体を対象とする観点からも重要。

サプライチェーン強靱化に向けた更なる措置

(特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針変更案等)

**経済安全保障法制に関する有識者会議
分野別検討会合（サプライチェーン強靱化）
第5回資料**

2026年6月30日

1. 特定重要物資の安定供給確保に向けた取組状況（報告）

2. 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（変更案）の概要

特定重要物資の安定供給確保の取組について

- 所管大臣は、各物資の取組方針に基づき、企業からの供給確保計画を認定し支援する。
- **16**の特定重要物資につき、予算の総額**2兆5,643億円**。

特定重要物資の主な支援措置の内容及び認定済計画数（計149件）

（2026年5月19日時点）

抗菌性物質製剤 （厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料 （農水）（12件認定） 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品 （国交）（10件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・エンジン(2ストローク・4ストローク) ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ ・船体	人工呼吸器 （厚労・経産） 生産基盤強化 ・人工呼吸器本体
半導体 （経産）（27件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置(部素材含む) ・半導体部素材(部素材含む) ・半導体原料(黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等)	蓄電池 （経産）（42件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	航空機の部品 （経産）（18件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・鋳造品 ・CMC及びSiC繊維 ・炭素繊維 ・スポンジチタン	無人航空機 （経産） 生産基盤強化、研究開発 ・無人航空機 ・無人航空機用部品 （バッテリー、モータ及びESC、フライトコントローラ、映像伝送モジュール）
永久磁石 （経産）（6件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石 ・フェライト磁石	先端電子部品 （経産）（6件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・磁気センサー ・電子部品製造装置(部素材含む) ・電子部品部素材(部素材含む)	工作機械・産業用ロボット （経産）（6件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・サーボ機構 ・CNCシステム ・減速機 ・PLC ・ボールねじ ・リニアガイド ・リニアスケール ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト）	人工衛星 （経産） 生産基盤強化 ・衛星バス ・太陽電池セル
重要鉱物 （経産）（8件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン・ニッケル・コバルト・リチウム ・グラファイト・バナジウム・レアアース・ウラン ・ガリウム・ゲルマニウム・フッ素・タングステン ・シリコン・リン・タンタル・アンチモン ・ジルコニウム・バリウム・チタン・マグネシウム	天然ガス （経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム （経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機	ロケットの部品 （経産） 生産基盤強化 ・フェアリング ・固体ロケットモータ ・燃料供給系部品

特定重要物資の安定供給確保に向けた取組状況

1 特定重要物資の新規指定

- 2025年12月19日、**特定重要物資の追加指定等に関する政令を閣議決定**（12月24日施行）
※人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品、先端電子部品に「磁気センサー」、船舶の部品に「船体」を追加。
- 2026年3月までに、これらの物資に関する取組方針を新規作成又は改定済み**。安定供給確保の取組を順次開始。

2 特定重要物資の取組方針の改定

- 以下の観点で、特定重要物資の取組方針を改定済み。
 - （1）「重要鉱物」（2026年3月取組方針改定）**
 - ✓ 取組方針において支援対象としていない一部のレアアースを含む複数の重要鉱物について、主要輸出国による輸出管理、資源国の情勢悪化、市況悪化等が発生。
 - ✓ このため、「**シリコン・リン等9鉱種、永久磁石用途以外の希土類金属**」を施策の対象に追加。
 - （2）「永久磁石」（2026年3月取組方針改定）**
 - ✓ 近年、レアアースの供給途絶リスクが高まる中で、当該リスクの制約を受けずに安定的に供給可能な「フェライト磁石」は、自動車部品、産業機器等の製造に不可欠な物資。
 - ✓ このため、「**フェライト磁石**」を施策の対象に追加。
 - （3）「半導体」（2026年5月取組方針改定）**
 - ✓ 世界市場が拡大する中で、外部依存・供給途絶リスクが高まっており、海外に依存する半導体の製造工程の国内生産回帰を更に進める必要。
 - ✓ このため、「**従来型半導体（マイコン・アナログに限る）**」について、海外生産分の3割以上の国内回帰等を満たす取組を、事業規模要件の例外とする。

1. 特定重要物資の安定供給確保に向けた取組状況（報告）

2. 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（変更案）の概要

サプライチェーン強靱化に向けた更なる措置

①特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置

・現行法は、**重要な物資の「安定的な供給の確保」**を目的とし、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」に指定し、**供給確保の手法として生産、備蓄、リサイクル等**の取組を支援。

・しかし、**物資の供給を完遂**するためには、物資そのものの生産等だけでなく、**物資が使用できる状態にする必要**がある。

・このため、「**物資の供給に不可欠な役務**」が、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等の要件を満たす場合、特定重要物資として**指定・支援**。

・支援対象のイメージ：

光海底ケーブルの敷設、人工衛星の打上げ等

（光海底ケーブルの敷設を支援する必要性）

・**国際通信の99%は光海底ケーブルを経由**していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動が依拠している重要な物資であるが、その機能の発揮には**海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要不可欠**である。

・仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、**敷設役務を過度に外部に依存する状況において、これが途絶すれば、結果的に光海底ケーブルを適切な形で利用できない。**



©NEC Corporation



©NEC Corporation

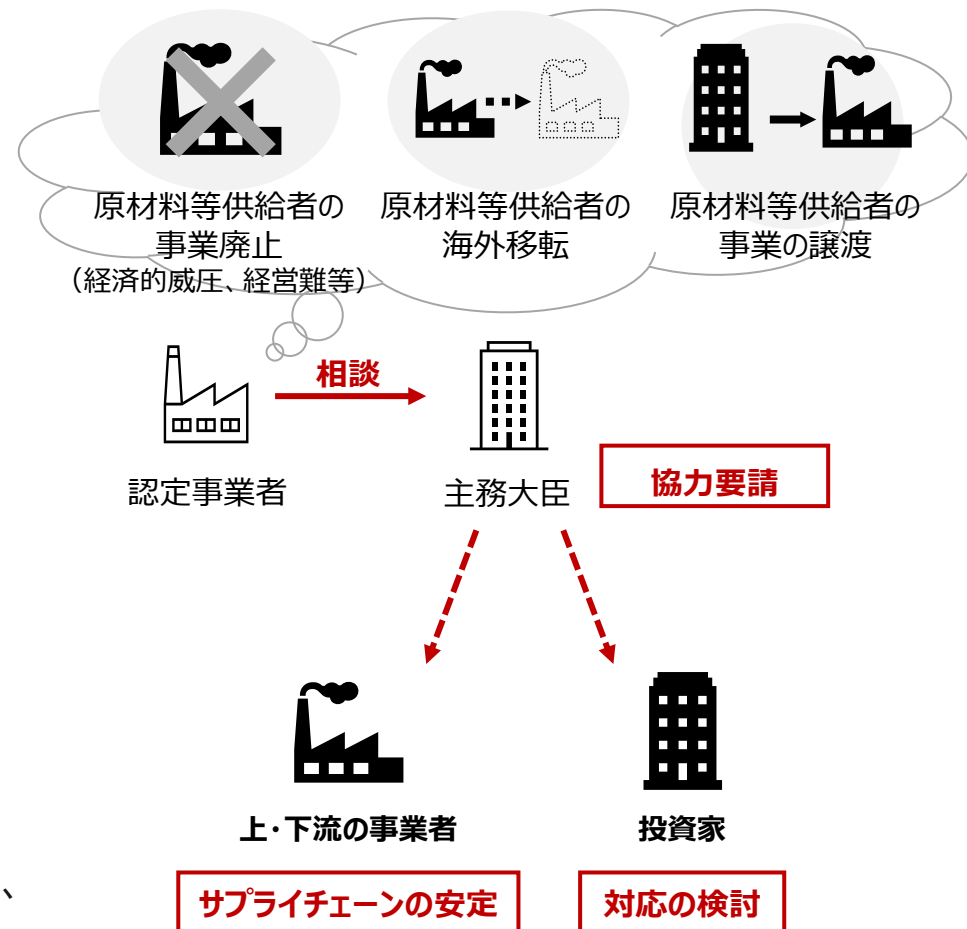
サプライチェーン強靱化に向けた更なる措置

② 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置

・特定重要物資等の供給に係る事業者の**事業廃止**や**縮小**、**移転**のほか、**経済的威圧の発生等**により、**安定供給確保に支障が生ずる事態**が起こり得る。

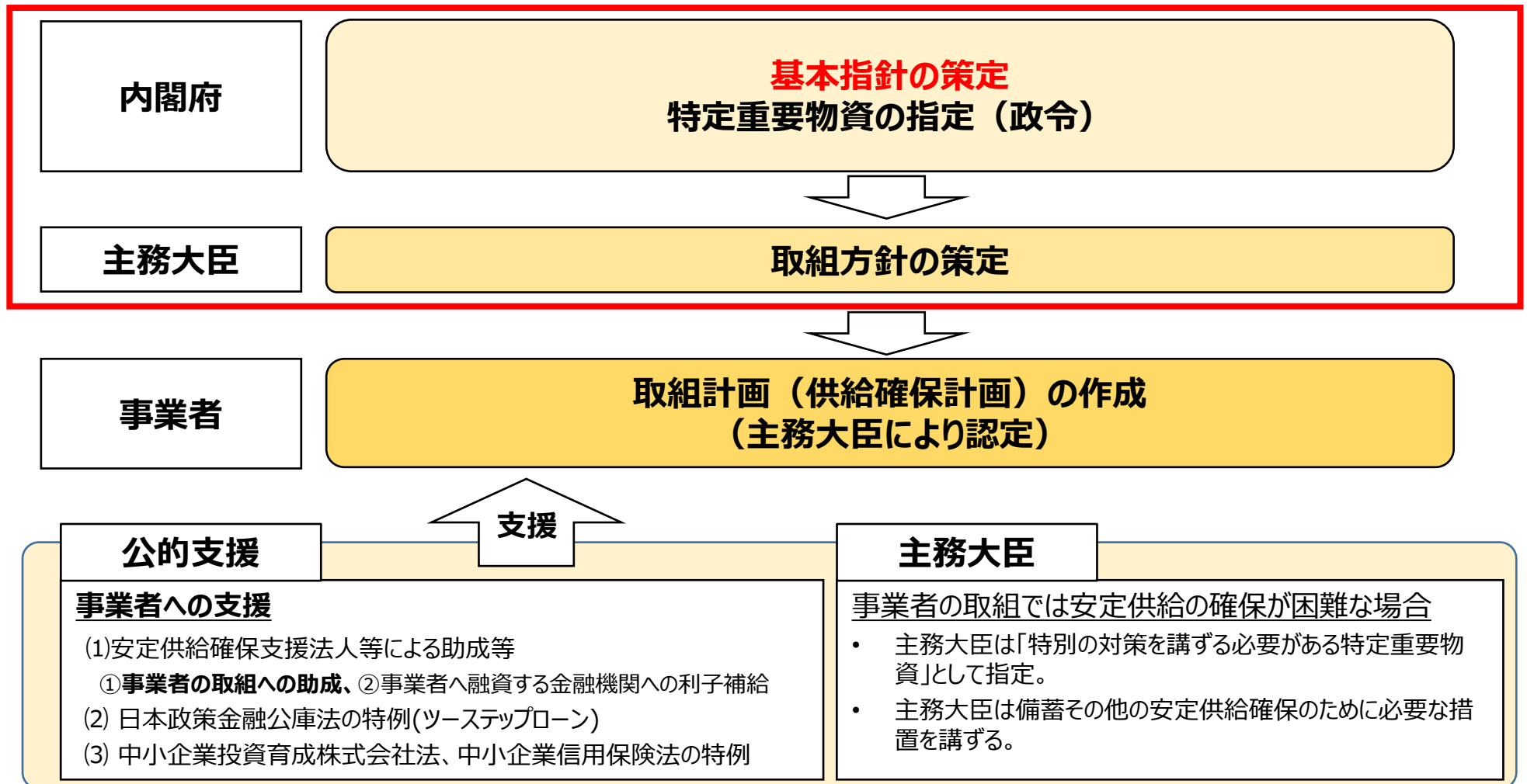
・このため、

1. 安定供給確保のため、**国や供給事業者のみならず**、特定重要物資の**供給を受ける事業者**や、金融機関・投資家等広く関係者が**相互に連携・協力する努力義務を創設**。国は、民間事業者等の相互連携・協力が円滑に実施されるため必要な措置を講ずるよう努める。
2. 特定重要物資の**安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合**、**主務大臣**が、
 - ① **広く関係者から積極的に情報収集するとともに**、必要に応じ、**供給確保計画の提出を促す**
 - ② 認定計画に基づく取組が困難となるおそれがある場合、**広く関係者に対して必要な協力（情報提供、事業継続のための協議等）を要請**することを可能とするための根拠規定を整備。



国、特定重要物資等の供給者、特定重要物資の供給を受ける者等の関係者には安定供給確保のため、相互に連携・協力する努力義務

特定重要物資の安定供給確保に関する制度の概要



経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）

（安定供給確保基本指針）

第六条 政府は、基本方針に基づき、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、特定重要物資の安定的な供給の確保（以下この章において「安定供給確保」という。）に関する基本指針（以下この章において「安定供給確保基本指針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、前項の規定により安定供給確保基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業構造その他特定重要物資の安定供給確保に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）

8 前三項から第五項までの規定は、安定供給確保基本指針の変更について準用する。

「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」変更案の概要①

1. 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援【改正法第7条】

重要な物資等の供給に不可欠で、専らその供給のために用いられる役務について、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等が認められる場合、当該物資を特定重要物資として指定し、安定供給確保のための取組(※)を支援。

(※) 役務の提供基盤の整備、役務提供に係る技術開発 等

基本指針の主な変更内容案

第1章 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項

- ✓ **内閣総理大臣、特定重要物資の供給の事業を所管する大臣、その他の大臣を含め、関係行政機関間の連携が重要**であることを明記

第2章 特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項

✓ **供給不可欠役務の考え方を整理**

- ・当該役務が提供されないと当該物資の供給が成り立たず、かつ、当該物資の供給をその主たる用途とする役務
- ・「専ら」について、当該物資の供給「のみ」に用いられていると厳密に捉える必要は必ずしもないが、例えば一般貨物運送のような、広範な物資に用いられている役務は該当しない。

第3章 特定重要物資の指定に関する事項

✓ **供給不可欠役務に係る「外部依存性」及び「供給途絶等の蓋然性」の該否判断の指針を追記**

- ・供給不可欠役務そのものや供給不可欠役務の提供に必要な物資の特定少数国・地域への依存・集中の程度
- ・現在依存する特定少数国・地域以外の国・地域の提供余力等に照らして経済合理的な範囲での代替可能性 等

第6章 安定供給確保支援法人及び安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する基本的な事項

- ✓ 特定重要物資の安定供給確保のための取組の**事業分野が複数想定される場合**、特定重要物資ごとに、安定供給確保支援業務を行う法人として、**複数の安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人を選択し得る**ことを明記

「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」変更案の概要②

2. 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等 【改正法第8条の2】

- (1) 国、特定重要物資等の供給を行う事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力し、国はその事業者による協力の円滑化に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

基本指針の主な変更内容案

第1章 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項

✓ 「第4節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力」を新設

- ✓ 法第8条の2第1項に基づき、**国、民間事業者等の関係者が**、特定重要物資等の安定供給確保のために、**これまで以上に緊密な連携協力を図るよう努めるものとする**ことを明記
 - 「**関係者**」の例として、特定重要物資等の供給を行う事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等を列記
 - 「**連携協力**」の例として、安定供給確保に影響を及ぼし得る事項の関係者との情報共有、長期的な物資の供給安定性及び事業の持続性を考慮した対応の検討等を列記
- ✓ 法第8条の2第2項に基づき、**国は**、民間事業者等による特定重要物資等の安定供給確保のための**相互の連携協力が円滑に実施されるよう環境整備に努めるものとする**ことを明記
 - 「**環境整備**」の例として、サプライチェーン上のリスク等に関わる情報の民間事業者等への共有、物資の調達時における安定供給確保に資する行動に対するインセンティブの付与等を列記。

「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」変更案の概要③

2. 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等

- (2) 特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合、主務大臣は広く関係者に対し、状況を把握するために必要な協力を求めることや、得られた情報を踏まえ、供給確保計画の提出を促すことができる旨を規定。【改正法第9条の2】
- (3) 認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合、主務大臣は広く関係者に対し、安定供給確保のために必要な協力を求めることができる旨を規定。【改正法第11条の2】

基本指針の主な変更内容案

第2章 特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項

- ✓ **特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合**、法第9条の2の規定も活用しつつ、安定供給確保に及ぶ影響を調査するため、**供給事業所管大臣が関係者に資料、情報の提供、説明等を求め、必要に応じて供給確保計画の提出を民間事業者等に促すもの**とすることを明記
 - ・ 「**支障が生ずるおそれがある場合**」の例として、経済的威圧や経営難等による事業の廃止・縮小・譲渡・海外移転等や、投資家等による事業の買収等を記載
- ✓ **認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合**で、特定重要物資等の安定供給確保のために特に必要と認めるときは、法11条の2の規定も活用しつつ、**供給事業所管大臣が関係者に対して必要な協力を求めるもの**とすることを明記
 - ・ 「**求める協力**」の例として、①認定供給確保事業者の取引先に対する国内での事業継続要請(必要に応じ当該取引先に供給確保計画の作成・提出の促し)、②認定供給確保事業者を買収しようとする事業者に対する買収の延期・中止要請等を記載
- ✓ 特定重要物資等の安定供給を脅かす事態が発生した場合には、**供給事業所管大臣が、必要に応じて外為法や個別の特定重要物資等に関連する法令等に基づく対応も検討・活用**することを明記

3. 施策の実施状況の評価

政府は、施策の実施状況について評価し、必要があると認めるときは、安定供給確保基本指針を変更しなければならない。【改正法第6条第6項・第7項】

基本指針の主な変更内容案

第2章 特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項

✓ 「第3節 施策の実施状況の評価及び施策の見直し」を新設

✓ その中で、以下の事項を明記

- 特定重要物資のサプライチェーンは複数の供給事業所管大臣の所掌にまたがる場合が想定されることから、**内閣総理大臣を司令塔とし、複数の供給事業所管大臣が連携して、政府一体となって取組の実施状況を不断に見直し、効率的・効果的な施策を推進することが求められること**
- これも踏まえ、法第6条第6項及び第7項に基づき、政府は、毎年度、供給確保計画の定期報告等を通じ、**基本指針・取組方針に基づき進められている取組の実施状況を把握・評価するとともに、世界の安全保障環境等周辺環境の変化等に応じて機動的に検討を加えることとし、認定要件や支援対象となる取組の見直し等、必要な措置を速やかに講ずること**

4. 官公需の取り込み

- 重要な物資の安定供給確保に向け、**需要側に目を向けた対応**も必要。
- 特に、外部依存が進む特定重要物資等の安定供給確保を図るためには、**民需のみならず、官公需（防災、法執行、防衛用途等）**をしっかりと取り込む必要あり。これにより、**企業の予見可能性の向上と投資の促進**が期待される。

基本指針の主な変更内容案

第2章 特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項

- ✓ 供給事業所管大臣が、特定重要物資の安定供給確保に当たり支援対象となる取組及びその施策を検討し、取組方針等の形で公表する際の事項として、以下を明記
 - 物資の供給先として、**民需に加え、防災、法執行、防衛用途等の官公需**を見据えることは、**需要の増加・安定化をもたらす、事業基盤の強靱化に貢献する**
 - このため、**特定重要物資等の官公需を対象とした取組についても、必要に応じて支援対象に含め、取組方針の各事項においても、これを含めて定める**

【官公需の取り込みのイメージ】



※特定重要物資「無人航空機」については、基本方針が変更された場合、官公需を支援対象に含めることを検討中。

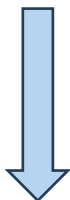
経済安全保障推進法の当面の施行スケジュール（見込み）

令和8年6月10日 経済安全保障推進法等改正法 成立

6月25日 有識者会議（基本方針変更の検討等）

6月30日 有識者会議分野別検討会合（サプライチェーン強靱化）（SC基本指針変更の検討等）

7月 有識者会議（SC基本指針変更の検討等）
（SC基本指針のパブリックコメント実施）



8月下旬 （SC基本指針のパブリックコメント終了）

9月中旬 SC基本指針 閣議決定（予定）

※並行的に、主務省庁において省令改正・取組方針改定などの法改正を踏まえた必要な改正等を実施。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）

（下線部は法改正に伴う変更部分）

（安定供給確保基本指針）

第六条（略）

2～5（略）

6 政府は、適時に、安定供給確保基本指針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、特定重要物資の安定供給確保に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、安定供給確保基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、安定供給確保基本指針の変更について準用する。

（特定重要物資の指定）

第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）若しくはその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）又は当該物資若しくは原材料等（以下この条において「物資等」という。）の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるもの（第八条の二第一項において「物資等供給不可欠役務」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、その生産若しくは提供に係る基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産若しくは提供に係る技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱(じん)化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第八条の二 国、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売若しくは特定重要物資等に係る物資等供給不可欠役務（以下この章及び第八十六条第一項において「特定重要物資等供給不可欠役務」という。）の提供の事業を行い、又は特定重要物資の供給を受ける個人又は法人その他の団体その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国は、前項の規定による協力に係る国以外の関係者による取組が円滑に実施されるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合等の措置)

第九条の二 主務大臣は、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業の廃止、譲渡、移転その他の行為が行われ、又は行われようとする場合において、当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響を把握するために必要があると認めるときは、当該事業を行う個人又は法人その他の団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により把握した当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響に照らし、前条第一項に規定する取組が行われなければ当該特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、同項の規定による供給確保計画の作成及び提出を行うことを促すことができる。

(関係者に対する協力の求め)

第十一条の二 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に係る特定重要物資等の生産に必要な原材料等を供給し、又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務を提供する他の事業者に係る事業の廃止、譲渡又は移転その他の事由により、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次項の規定による措置をとるよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があった場合において、当該認定供給確保計画に係る特定重要物資等の安定供給確保のため特に必要があると認めるときは、同項に規定する事由に関係する者に対し、当該特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めることができる。

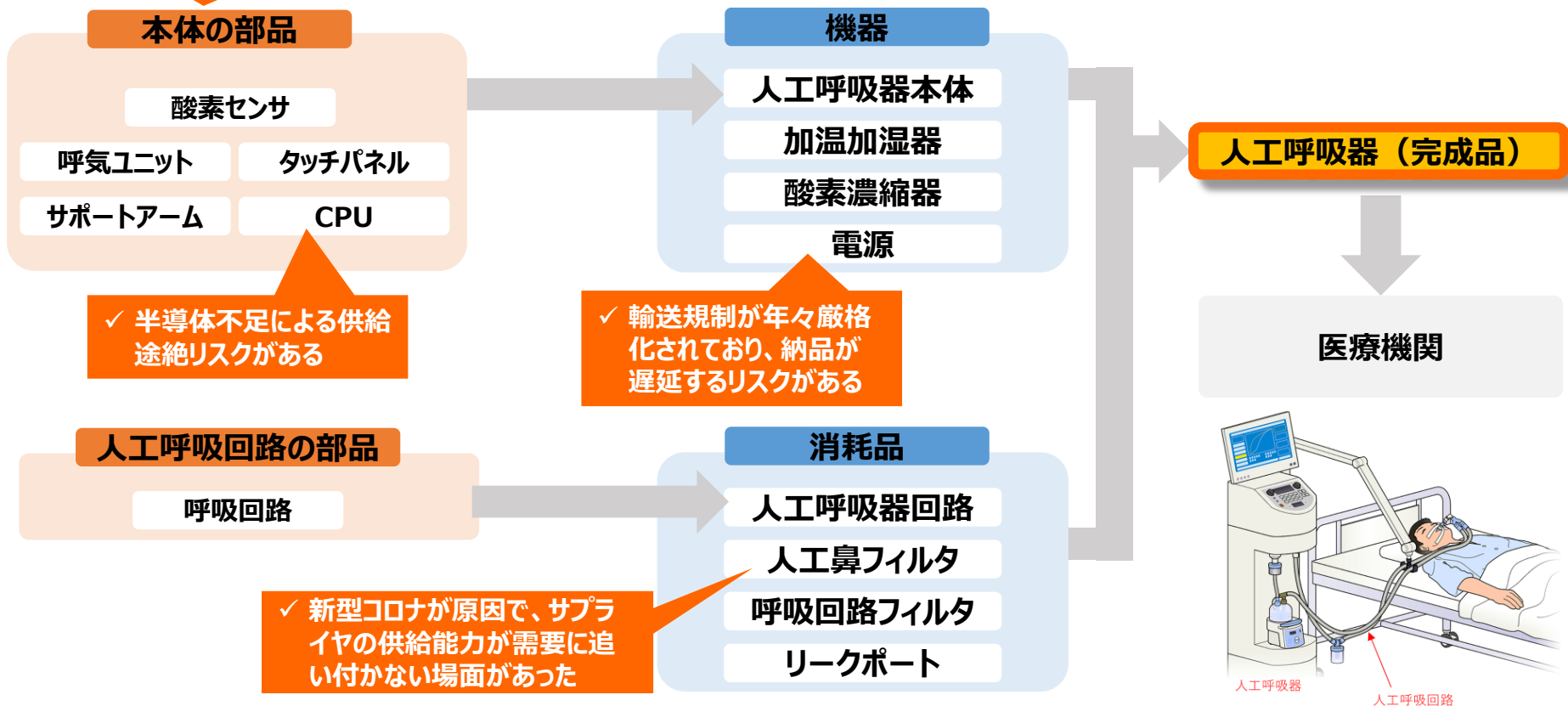
参考資料

人工呼吸器

人工呼吸器のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- 日本で販売されている**人工呼吸器本体の99%以上は海外からの輸入**。加えて、人工呼吸器の稼働に直接影響を及ぼす重要な部品（**酸素センサ、CPU、人工鼻フィルタ**）についても、海外からの輸入に依存しており、安定的な供給が求められる。
- 新型コロナウイルス感染症まん延時においては、世界的な需要が高まり、国単位での抱え込みが発生。また、サプライヤーへの需要集中により、**十分な数量の供給が受けられない**事態が発生した。

- ✓ 医療機器業界ではM&Aが頻繁にあり、買収による事業撤退のリスクがある
- ✓ 製造販売事業者の専用品も多く、サプライヤ変更が困難



人工呼吸器（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

人の臓器の機能を補助する重要な医療機器であり、感染症まん延時はもとより通常時でも急性期から慢性期まで多くの疾患で広く用いられ、医療上の必要性は非常に高いが、日本で販売されているもののほとんどは海外からの輸入。新型コロナウイルス感染症後、国の施策として補助金交付や譲渡等を行った結果、国内の在庫量は大幅に増加したものの、人工呼吸器の耐用年数は約8年とされ、近い将来、在庫量は減少に転ずる見込み。新たな感染症等が発生し需要が急増した際や海外からの供給が途絶した際、十分な数量の供給が困難となるおそれ。

● 安定供給確保に関する目標：

2028年度を目途に、国内で人工呼吸器本体について年間6,000台の生産能力を有し、感染症有事等の需給ひっ迫時には半年以内に国内への1,500台の追加供給が可能な部品等の在庫を有する設備及び体制を整備する。

安定供給確保に向けた施策

（取組）人工呼吸器の国内生産能力強化

➡目標：人工呼吸器の組立設備、組立てに必要な部品等の備蓄に要する倉庫及び搬送に要する設備並びに部品等の生産に必要な設備の整備に加え、人工呼吸器の品質を確保するために必要な本体や部品等の性能試験、出荷検査及び規格検査等に係る設備の整備を行うことにより、人工呼吸器の国内生産体制を維持・強靱化することを目指す。

● 関連する戦略

- ・国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画

「有事に向けた備えとしての観点も含め、平時からの需給動向の把握及び研究開発支援、上市後支援を中心に上記で把握したサプライチェーン上の問題を踏まえて、平時から供給力を高めることに取り組む。」

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策 等

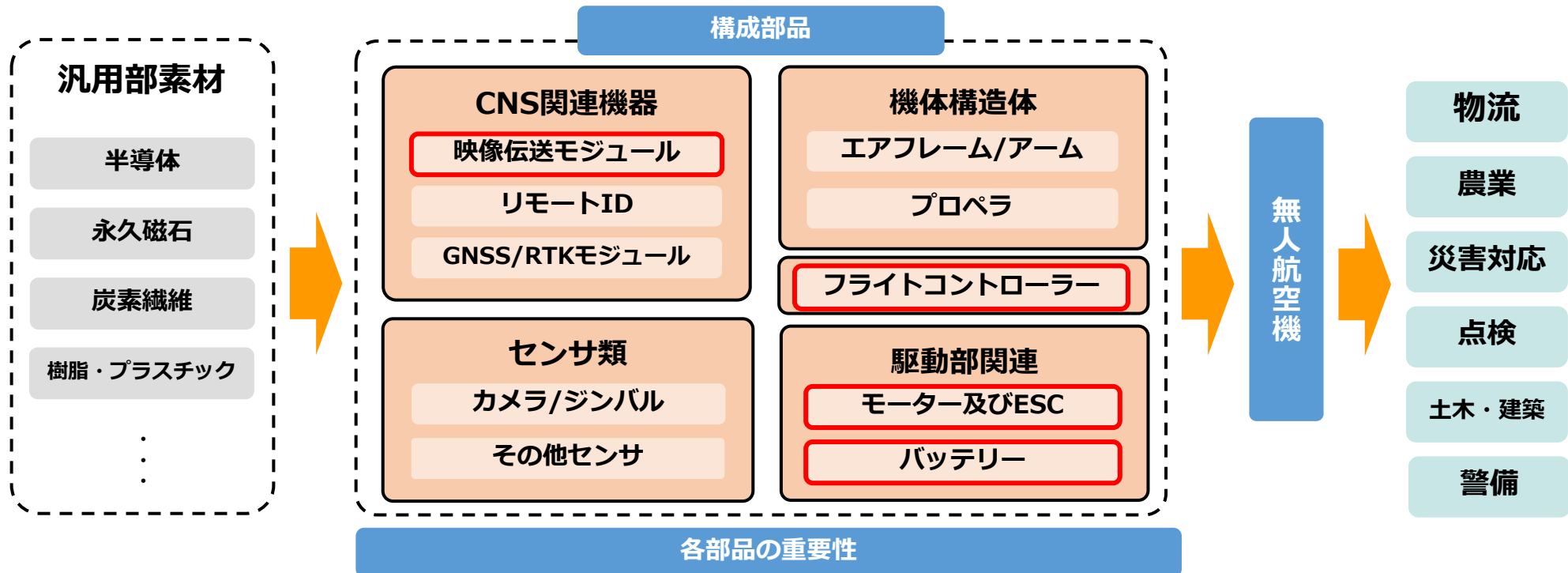
● その他の枠組による取組

AMED研究開発事業「医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業（医療機器開発体制強靱化）」による国産化に向けた研究開発支援

半導体・電子部品サプライヤー向けの医療機器への半導体・電子部品供給のパンフレット、医療機器メーカーと半導体・電子部品サプライヤー間の契約のモデル条項案の作成

無人航空機のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- 無人航空機は、**公共インフラ等の点検、物流・運搬、通信、農業などに広く活用**されており、今後人口減少が進む中で国民の生活・経済活動を支える重要な物資であるが、**特定国が国際市場の8割程度を占めており外部に供給網を大きく依存している状態**。近年は**特定国が経済的威圧の手段として利用**しており、各国が戦略物資としての囲い込みや国産化政策を推進する中で、供給途絶の蓋然性が極めて高く、自律性の確保が課題。
- 無人航空機の構成部品において、**映像伝送モジュール、フライトコントローラ、バッテリー、モーター及びESC**は稼働に直接影響を及ぼす重要度の高い部品であり、特に安定的な供給が求められる。



<映像伝送モジュール、フライトコントローラ>

- **安定的な飛行や情報セキュリティの確保**の観点から極めて重要。
- 機体の性能に直結する部品であり、**技術的自律性**の観点からも重要。
- **特定国が大きなシェア**を有していると推測される。

<バッテリー、モーター及びESC>

- どちらも、無人航空機特有の仕様が求められ、**汎用品の転用が困難**。
- **特定国が大きなシェア**を有しており、近年、海外メーカーにおける供給途絶の事例も発生。

無人航空機（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

無人航空機は、公共インフラ等の点検、物流・運搬、通信、農業などに広く活用されており、今後人口減少が進む中で国民の生活・経済活動を支える重要な物資であるが、特定国が国際市場の8割程度を占めており外部に供給網を大きく依存している状態。近年は特定国が経済的威圧の手段として利用しており、各国が戦略物資としての囲い込みや国産化政策を推進する中で、供給途絶の蓋然性が極めて高く、自律性の確保が課題。

● 安定供給確保に関する目標：

日本製無人航空機が一定の市場規模を獲得し、機体及び重要な構成部品について量産体制を構築すること（2030年時点で無人航空機約8万台の国内量産基盤を構築）。

安定供給確保に向けた施策

（取組1）無人航空機の国内生産能力強化

→目標：日本製無人航空機が一定の市場規模を獲得し、機体及び重要な構成部品について量産体制を構築する。

（取組2）無人航空機及びその部品に関する研究開発※

→目標：上記国内生産能力強化のために、無人航空機の安定的な量産体制の構築、また、性能・価格等の面から十分な競争力を有する無人航空機の部品を供給するための研究開発。

※機体の機能・性能の向上を主たる目的にするものは除く。

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策 等

● その他の枠組による取組

次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト（ReAMO）における「多数機同時運航」や「次世代運航管理システム」に関する技術開発等の支援

「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」における政府調達指針

外為法の規定に基づく措置（外為法の厳格な運用及びその対象の不断の見直し）

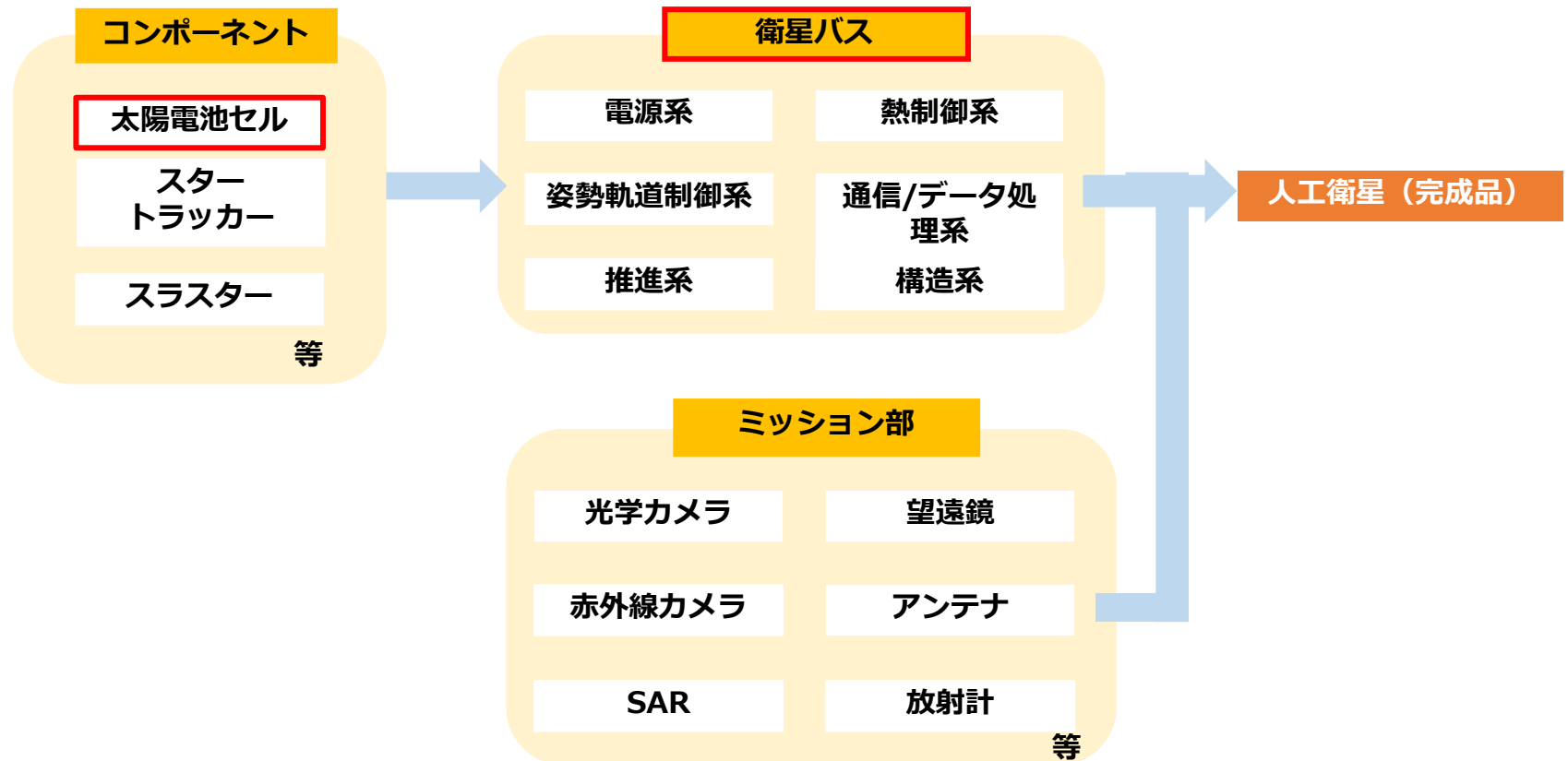
技術管理対策等に関する産業界へのアウトリーチ

● 関連する戦略

・「空の移動革命に向けた官民協議会」にて、社会実装・環境整備・技術開発の3つの柱についてのロードマップを策定・公表

人工衛星のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- 衛星データは、気象観測や航空機・船舶の運航システム、災害時の対応等に活用されており、人工衛星は国民の生活・経済に必要不可欠。
- 現在、部品の一部は海外に供給依存している状態。**人工衛星の打上げ需要の増加に伴い、各国企業が政府需要や大口取引先への供給を優先した結果、我が国において供給遅延が発生している。**現状のままでは海外に供給を依存している/今後依存するおそれがあるため、**供給途絶の蓋然性が極めて高い。**
- 人工衛星の構成部品において、**太陽電池セル**や**衛星バス**は、稼働に直接影響を及ぼす重要度の高い部品かつ、供給途絶の蓋然性が高まっているため、特に安定的な供給が求められる。



人工衛星（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

衛星データは、気象観測や航空機・船舶の運航システム、災害時の対応等に活用されており、人工衛星は国民の生活・経済に必要不可欠。現在、部品の一部は海外に供給依存している状態。人工衛星の打上げ需要の増加に伴い、各国企業が政府需要や大口取引先への供給を優先した結果、我が国において供給遅延が発生している。現状のままでは海外に供給を依存している/今後依存するおそれがあるため、供給途絶の蓋然性が極めて高い。

● 安定供給確保に関する目標：

2030年代早期までに衛星システムを5件以上構築（※）することに伴い増加する衛星需要に対応するため、衛星バス・太陽電池セルの安定した国内供給体制の確立又は強化を目指す。

（※）「宇宙戦略基金 基本方針」（令和7年3月26日改定、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）

安定供給確保に向けた施策

（取組1）衛星バスの国内生産基盤の確立・強化

➡目標：2030年代早期までに国内の衛星生産需要を満たす供給力確保に向けて、コスト・納期・信頼性を備えた競争力ある生産基盤の構築を通じ、複数の衛星事業者向けの衛星バスを安定供給できる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

（取組2）太陽電池セルの国内生産基盤の確立・強化

➡目標：2030年代早期までに国内の衛星生産需要を満たす供給力確保に向けて、コスト・納期・信頼性を備えた競争力ある生産基盤の構築を通じ、複数の事業者向けの太陽電池セルを安定供給できる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策 等

● その他の枠組による取組

「宇宙戦略基金」による人工衛星技術の開発・実証

外為法の規定に基づく措置（外為法の厳格な運用及びその対象の不断の見直し）

技術管理対策等に関する産業界へのアウトリーチ

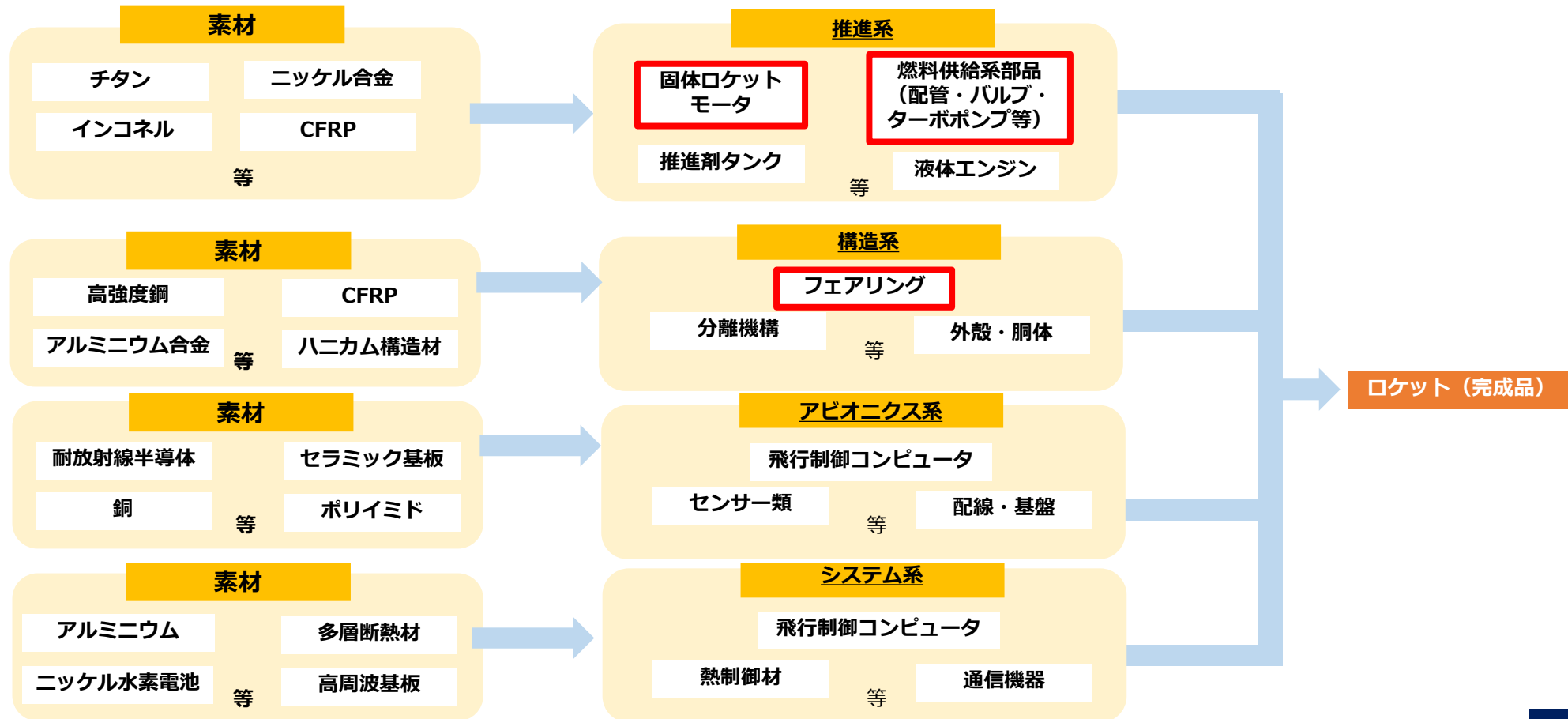
● 関連する戦略

・宇宙基本計画、宇宙技術戦略、宇宙戦略基金「基本方針」

ロケットの部品

ロケットの部品のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- ロケットは人工衛星の軌道投入に必要不可欠だが、現状その**部品の一部は海外に供給を依存**している状態。
- また世界的な**人工衛星の打上げ需要の増加に伴い**、一部の部品については**日本への納品が滞る**など、**供給途絶の蓋然性が高まっており**、安定供給が喫緊の課題となっている。
- ロケットの部品において、**フェアリング、固体ロケットモータ、燃料供給系部品**は稼働に直接影響を及ぼす重要度の高い部品であり、特に安定的な供給が求められる。



ロケットの部品（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

ロケットは人工衛星の軌道投入に必要不可欠だが、現状その**部品の一部は海外に供給を依存**している状態。また、世界的な**人工衛星の打上げ需要の増加に伴い**、一部の部品については**日本への納品が滞る**など、**供給途絶の蓋然性が高まっており**、安定供給が喫緊の課題となっている。

● 安定供給確保に関する目標：

2030年代前半までに国内打上げ能力を年間30機程度確保（※）することに伴い増加する需要に対応するため、**フェアリング・固体ロケットモータ・燃料供給系部品の安定した国内供給体制の確立又は強化**を目指す。

（※）「宇宙戦略基金 基本方針」（令和7年3月26日改定、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）

安定供給確保に向けた施策

（取組1）フェアリングの国内生産基盤の確立・強化

⇒目標：2030年代前半までに国内のフェアリングの需要を満たす供給力確保に向けて、安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

（取組2）固体ロケットモータの国内生産基盤の確立・強化

⇒目標：2030年代前半までに国内の固体ロケットモータの需要を満たす供給力確保に向けて、安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

（取組3）燃料供給系部品の国内生産基盤の確立・強化

⇒目標：2030年代前半までに国内の燃料供給系部品の需要を満たす供給力確保に向けて、安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策 等

● その他の枠組による取組

「宇宙戦略基金」によるロケット技術の開発・実証

外為法の規定に基づく措置（外為法の厳格な運用及びその対象の不断の見直し）

技術管理対策等に関する産業界へのアウトリーチ

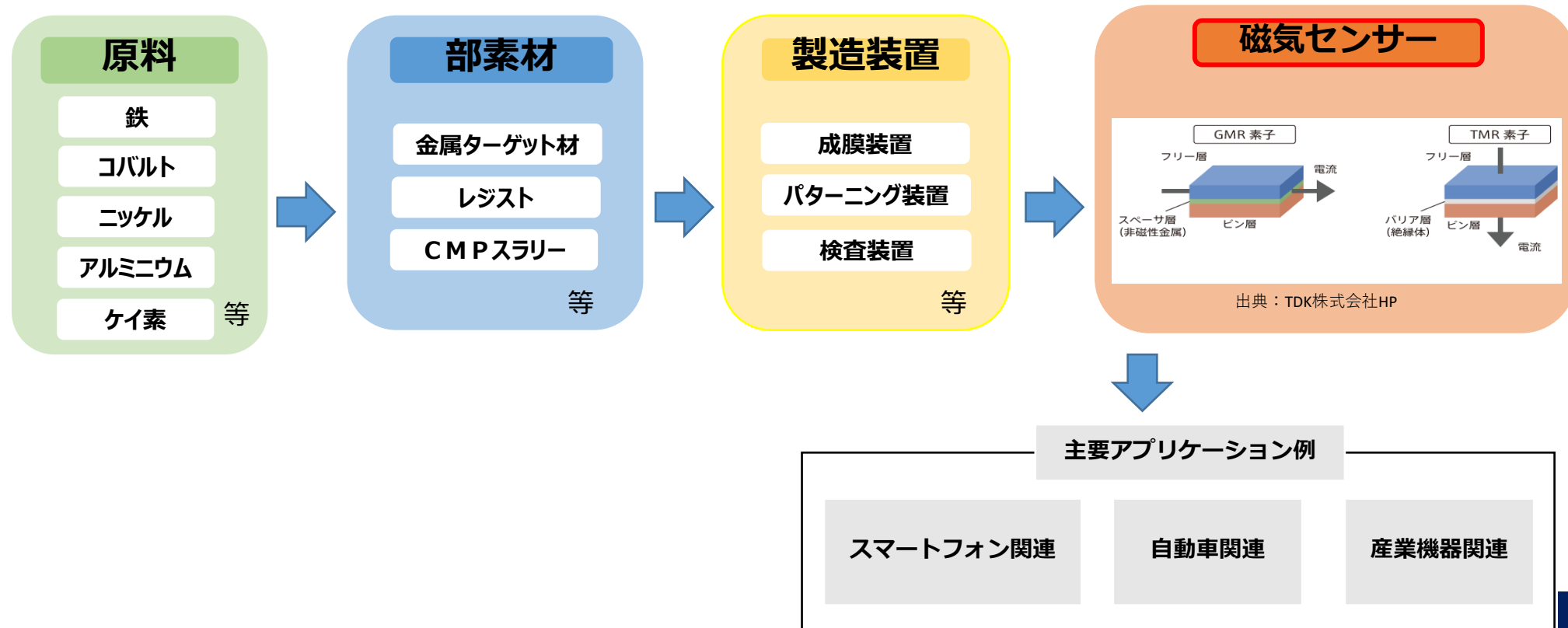
● 関連する戦略

・宇宙基本計画、宇宙技術戦略、宇宙戦略基金「基本方針」

先端電子部品（磁気センサー）

先端電子部品（磁気センサー）のサプライチェーン上の課題

- 磁気センサーは、地磁気・部品位置・回転角度・電流等の計測に用いられる**基幹的な電子部品**。スマートフォン、パソコン、自動車、産業用ロボット、家庭用電化製品等、幅広い工業製品に組み込まれ、**広く国民生活・経済活動が依拠**。近年、外国政府による**大規模な公的支援や外資誘致、技術獲得の取組等**を背景に競争が激化している。
- **ホールセンサー、AMRセンサー**（異方性磁気抵抗センサー）等のローエンド品は既にコモディティ化が進んでおり、**中国企業が一定のシェアを有している**。
- ハイエンド品である**GMRセンサー**（巨大磁気抵抗センサー）や、**TMRセンサー**（トンネル磁気抵抗センサー）は、**自動車・産業機械等の電動化・自動運転化の流れ**の中において、高精度の検知・制御が求められる電流・位置・角度センサー等に用いられるなど、**今後はローエンド品よりも大きな需要の伸び**が期待される。足下では、**日本企業が優位性を維持しているものの**、他国による技術獲得の取組等が継続すれば、**ハイエンド品における優位性を喪失し、外部依存が進むおそれがある**。



先端電子部品（コンデンサ・高周波フィルタ・磁気センサー）（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

コンデンサ及び高周波フィルタは多くの電子機器に組み込まれ、経済活動や国民生活の維持に不可欠な基幹物資だが、昨今、他国による大規模な公的支援や外資の誘致、技術獲得の取組などを背景に競争が激化しており、ローエンド品は外部依存が高まりつつある状況。ハイエンド品は、日本メーカーが優位性を維持しているものの、他国による技術獲得が継続すれば、ハイエンド品についても優位性を喪失して外部依存が進むおそれ。

● 安定供給確保に関する目標：

電子部品及び電子部品のサプライチェーンを構成する部素材等の研究開発、製造能力の強化を図ることで、各種電子部品の国内生産能力を強化する。また、技術者の引抜や国境を越える技術移転等への対策を講じ、中核的な技術流出を防ぐ。これらにより、電子部品の2030年国内売上高4兆円を実現し、我が国の電子部品の安定的な供給を確保する。

安定供給確保に向けた施策

（取組）コンデンサー及びろ波器の研究開発・製造基盤整備

⇒目標：ハイエンド品の研究開発の支援や、国内製造能力強化に向けた投資支援により、コンデンサー及びろ波器については、2030年に国内売上高3兆円超を実現し、我が国の安定的な供給を確保する。

（取組）磁気センサーの研究開発・製造基盤整備

⇒目標：ハイエンド品の研究開発の支援や、国内製造能力強化に向けた投資支援により、磁気センサーについては、2030年に国内売上高1,300億円超を実現し、我が国の安定的な供給を確保する。

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策 等

● その他の枠組による取組

外為法の規定に基づく措置（外為法の厳格な運用及びその対象の不断の見直し）

技術管理対策等に関する産業界へのアウトリーチ

● 関連する戦略

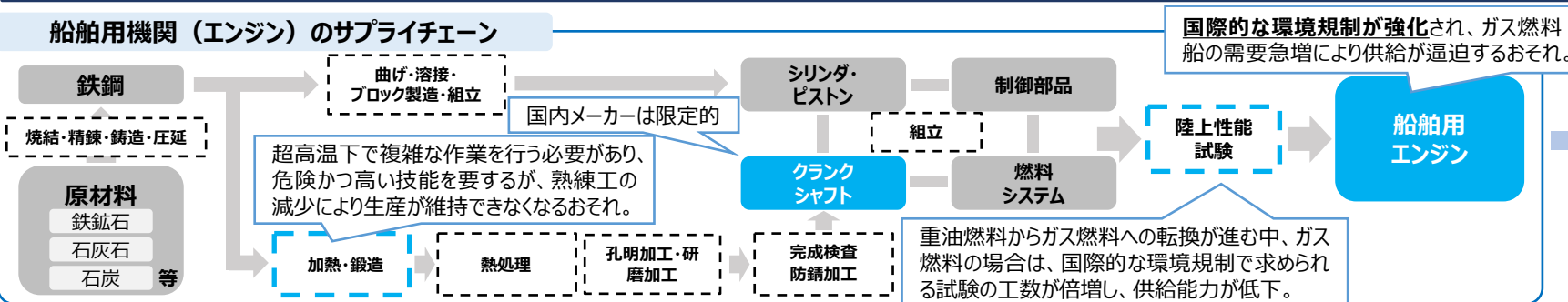
- ・半導体・デジタル産業戦略

船舶の部品（船舶用機関、航海用具、推進器、船体）

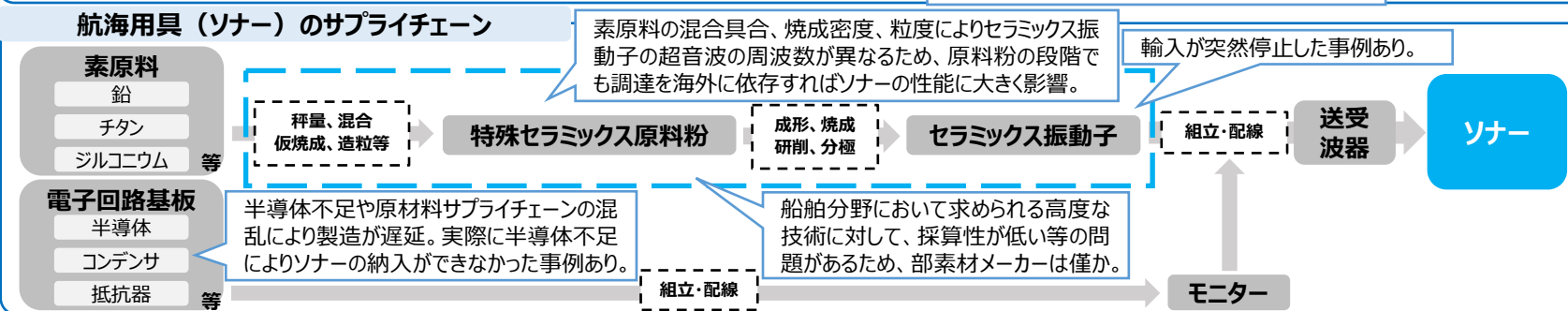
船舶の部品のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- 船舶の船体を構成する部品について、取組方針上、支援対象である船舶用機関（エンジン）、航海用具（ソナー）、推進器（プロペラ）と同様に、**供給が逼迫し、外部依存リスク・供給途絶リスクが高まっている。**

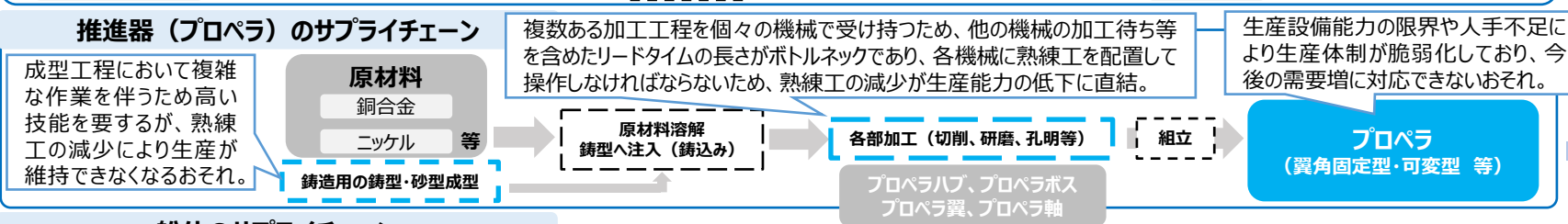
船舶用機関（エンジン）のサプライチェーン



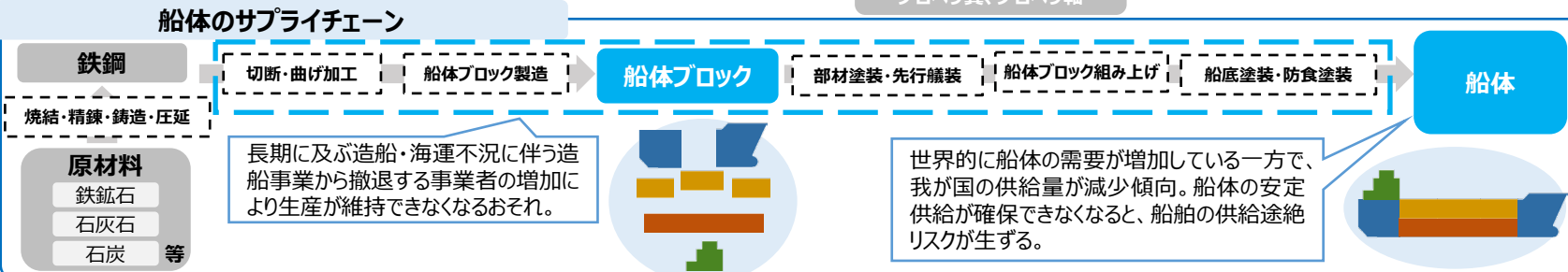
航海用具（ソナー）のサプライチェーン



推進器（プロペラ）のサプライチェーン



船体のサプライチェーン



活用場面

国内外の物流（貨物船）、海上防衛・警備（艦艇・巡視船）等

船舶

船舶の部品（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

日本・中国・韓国で世界の船舶の9割以上を建造。特に、船舶用機関（エンジン）及びその部品（クランクシャフト）、航海用機器（ソナー）、推進器（プロペラ）、船体は船舶の設計・建造と一体的に仕様の検討・調整が行われる基幹的な船舶の部品であり、自国での安定供給確保を図る必要。

● 安定供給確保に関する目標：

船舶用機関、航海用具及び推進器については、製造事業者における製造設備等の支援等を2023年から行うことで、世界経済動向と新造船市場動向・変化、国際的な環境規制の強化に基づき見込まれる需要増に対応できるよう、国内需要の全量に供給可能な生産能力を2027年までに獲得する。

船体については、造船業再生ロードマップに定められた「2035年までに1,800万総トンの船舶建造能力を確保する」ことを目指し、製造事業者における供給体制の構築支援等を2026年から行うことで、世界経済動向と新造船市場動向・変化に基づき予想される継続的な需要増に対応できるよう、国内需要の全量に供給可能な生産能力を2035年までに獲得する。

安定供給確保に向けた施策

（取組1）ガス燃料の普及に対応した船舶用機関（エンジン）及びその部品（クランクシャフト）の国内生産基盤強化のための安定生産体制構築

- 目標：ボトルネックである試験運転工程に係る設備等の導入を2023年から支援することで、今後見込まれる船舶用機関の需給のひっ迫への対応可能な国内生産基盤を2026年までに強化する。
- 目標：クランクシャフトのボトルネック工程に係る自動化設備の導入等を2023年から支援することで、継続的な需要増が見込まれているクランクシャフトの国内生産基盤を2026年までに強化する。

（取組2）航海用具（ソナー）の国内生産基盤強化のための安定生産体制構築

- 目標：航海用具の原材料の生産設備の導入等を2023年から支援することで、継続的な需要増が見込まれている航海用具の国内生産基盤を2027年までに強化する。

（取組3）推進器（プロペラ）の国内生産基盤強化のための安定生産体制構築

- 目標：推進器の鋳造及び加工工程に係る自動化設備の導入を2023年から支援することで、継続的な需要増が見込まれている推進器の国内生産基盤を2027年までに強化する。

（取組4）船体の供給能力強化のための体制構築

- 目標：船舶の船体を構成する部品の供給に必要な設備・施設への投資及び供給に係る新たな技術等の研究開発を支援することで、我が国船主が必要とする需要を十分に満たすとともに、我が国における船体の年間供給能力を2035年までに完成品の船舶ベースで2024年時点から750万総トン相当以上増強する。

● その他の枠組による取組

造船等事業者が生産性を相当程度向上させることにより競争力を強化

（海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（海事産業強化法））

● 関連する施策

・グリーンイノベーション基金活用による次世代船舶の開発事業
次世代燃料エンジンや燃料タンク等を開発し、10年以内の次世代燃料船の実証運航・商業運航の実現と我が国造船業の更なる競争力強化を目指す。

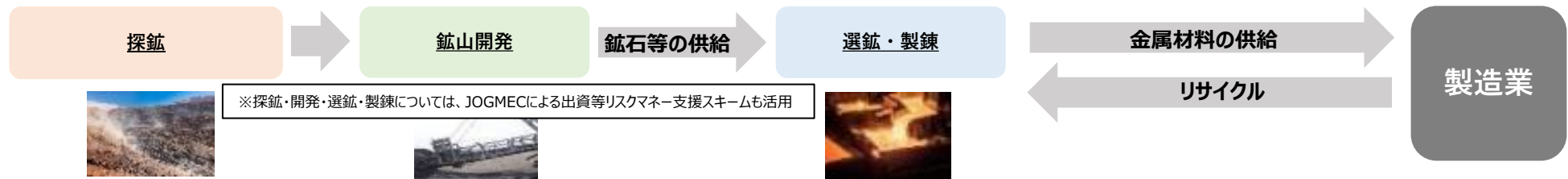
● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策等

重要鉱物のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- 重要鉱物のうち、多くは、**埋蔵量、生産量ともに海外に偏在**。また、近年、**鉱物資源の獲得競争はますます激化**。**資源ナショナリズムの先鋭化が企業活動に多大な影響**。さらに、**中流の製錬工程は、製造コストの安い特定国に集中する傾向**。上流権益を押さえるだけでなく、**中流工程についても手当てしていくことが重要**。
- **他国によるガリウム・ゲルマニウムの輸出規制等の安定供給確保上の新たな懸念**への対応が必要であることから、ガリウム・ゲルマニウムについても、**措置を講ずることが必要**。



	【探鉱段階】	【開発段階】	【選鉱・製錬段階】	【加工段階】	
	- 資源ナショナリズムが先鋭化 - 資源獲得競争が激化する中、我が国企業の権益の確保・維持が難しい状況 - 競争環境等のイコールフットINGが必要	- 資源開発が偏在し、特定国に生産が集中する傾向 - 資源獲得競争が激化する中、我が国企業の権益の確保・維持が難しい状況 - 競争環境等のイコールフットINGが必要	- 製造コストの安い特定国に選鉱・製錬が集中する傾向 - 供給途絶リスクの低い諸外国や我が国の立地を促すため、競争条件等のイコールフットING、高効率化等が必要	- 我が国においては、ユーティリティコスト等が高く、中流工程の立地に課題がある - 他方、供給途絶リスクを低減するためには、サプライチェーンの多様化・強靱化を図る必要	
バッテリー金属の例					
リチウム	チリ、豪州、アルゼンチン ロイヤルティ引き上げ (2021年)	豪州、チリ、中国 特定国での生産が多い	中国、チリ、アルゼンチン 製錬工程が特定国に集中	【水酸化Li】 中国、米国、ロシア 特定国の輸入依存度が高い	蓄電池 (リチウムイオン電池)
ニッケル	インドネシア、豪州、ブラジル 未加工鉱石の輸出禁止再開 (2017年)	インドネシア、フィリピン、ロシア	インドネシア、中国、日本	【ミックスサルファイド】 フィリピン、豪州	正極材
コバルト	DRコンゴ、豪州、インドネシア ロイヤルティ引き上げ (2018年)	DRコンゴ、インドネシア、ロシア 特定国での生産が多い	中国、フィンランド、カナダ 製錬工程が特定国に集中	【マット・塊】 フィンランド、マダガスカル、カナダ 特定国の輸入依存度が高い	
マンガン	南アフリカ、中国、豪州	南アフリカ、ガボン、豪州	南アフリカ、ガボン、中国	【金属Mn】 中国、南アフリカ、インドネシア 特定国の輸入依存度が高い	
黒鉛	トルコ、ブラジル、中国	中国、モザンビーク、マダガスカル 特定国での生産が多い	中国 製錬工程が特定国に集中	【鱗片状C】 中国、マダガスカル、スリランカ 特定国の輸入依存度が高い	負極材
レアアースの例					
レアアース	中国、ベトナム、ブラジル	中国、米国、豪州 特定国での生産が多い	中国、マレーシア、エストニア 製錬工程が特定国に集中 (注) レアアースのうち、重希土類はほぼ100%を中国に依存	中国、ベトナム、フランス 特定国の輸入依存度が高い	
半導体等の製造に用いられる金属の例					
ガリウム	(ボーキサイト、亜鉛鉱石の副産物)	(ボーキサイト、亜鉛鉱石の副産物)	中国、ロシア、日本 製錬工程が特定国に集中	【金属Ga】 中国、台湾、米国 特定国の輸入依存度が高い	永久磁石
ゲルマニウム	(亜鉛鉱石の副産物)	(亜鉛鉱石の副産物)	中国、ロシア 製錬工程が特定国に集中	【金属Ge】 中国、米国、台湾 特定国の輸入依存度が高い	化合物半導体

重要鉱物（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

諸外国による資源の獲得競争が激化し、新規鉱床の品位、条件は悪化傾向。他方、需要は引き続き堅調に伸び続けており、資源国に資金を抛出し、上流資源を確保する必要。また、寡占化する製錬工程の多角化を進め、外部への依存を低減する必要。近年は、日本が多くの製錬工程を依存する中国によるレアアース等の重要鉱物の輸出管理措置が拡大するなど、安定供給確保上の新たな懸念が発生。

● 安定供給確保に関する目標：

重要鉱物のうち、2050年のカーボンニュートラル実現のカギとなるバッテリーメタル、永久磁石用途のレアアースについては、2030年時点で国内の蓄電池や永久磁石の供給に必要な需要量（※）を確保することを目標とする。また、半導体や工作機械等の原材料となるガリウム、ゲルマニウム、タングステン、フッ素、バナジウム、シリコン、リン、タンタル、アンチモン、ジルコニウム、バリウム、チタン、マグネシウム、永久磁石用途以外のレアアースについては、供給源の多角化による国内製造基盤への安定供給体制を確保することで、安定的に国内需要を満たすことを目標とする。

（※）バッテリーメタルは「蓄電池戦略」の150GWhを満たす原材料等、レアアースはIEAの公表政策シナリオ（2020年比で2040年に約3.4倍の需要見込み）を援用した需要推計を想定

安定供給確保に向けた施策

（取組1）助成による探鉱・F S

➡目標：鉱山の探鉱及び事業実現性評価を実施し、2030年時点で国内の蓄電池、永久磁石、半導体、超硬工具等の供給に必要な需要量の確保につなげる。

（取組2）助成による鉱山開発

➡目標：我が国企業の鉱山権益獲得を支援し、2030年時点で国内の蓄電池、永久磁石、半導体、超硬工具等の供給に必要な需要量の確保につなげる。

（取組3）助成による製錬等事業

➡目標：選鉱・製錬等の事業を支援し、2030年時点で国内の蓄電池、永久磁石、半導体、超硬工具等の供給に必要な需要量の確保につなげる。

（取組4）助成による技術開発

➡目標：技術開発支援により、選鉱・製錬等の高効率化や低コスト化等を進める。

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策 等

● その他の枠組による取組

JOGMECによる出資・融資・債務保証によるリスクマネー供給

JOGMECによるレアメタル備蓄

レアメタルリサイクル等に関する技術開発、設備投資支援

国内海洋資源開発（海底熱水鉱床等）

ハイレベルな資源外交を通じた資源国との関係強化、同志国との連携

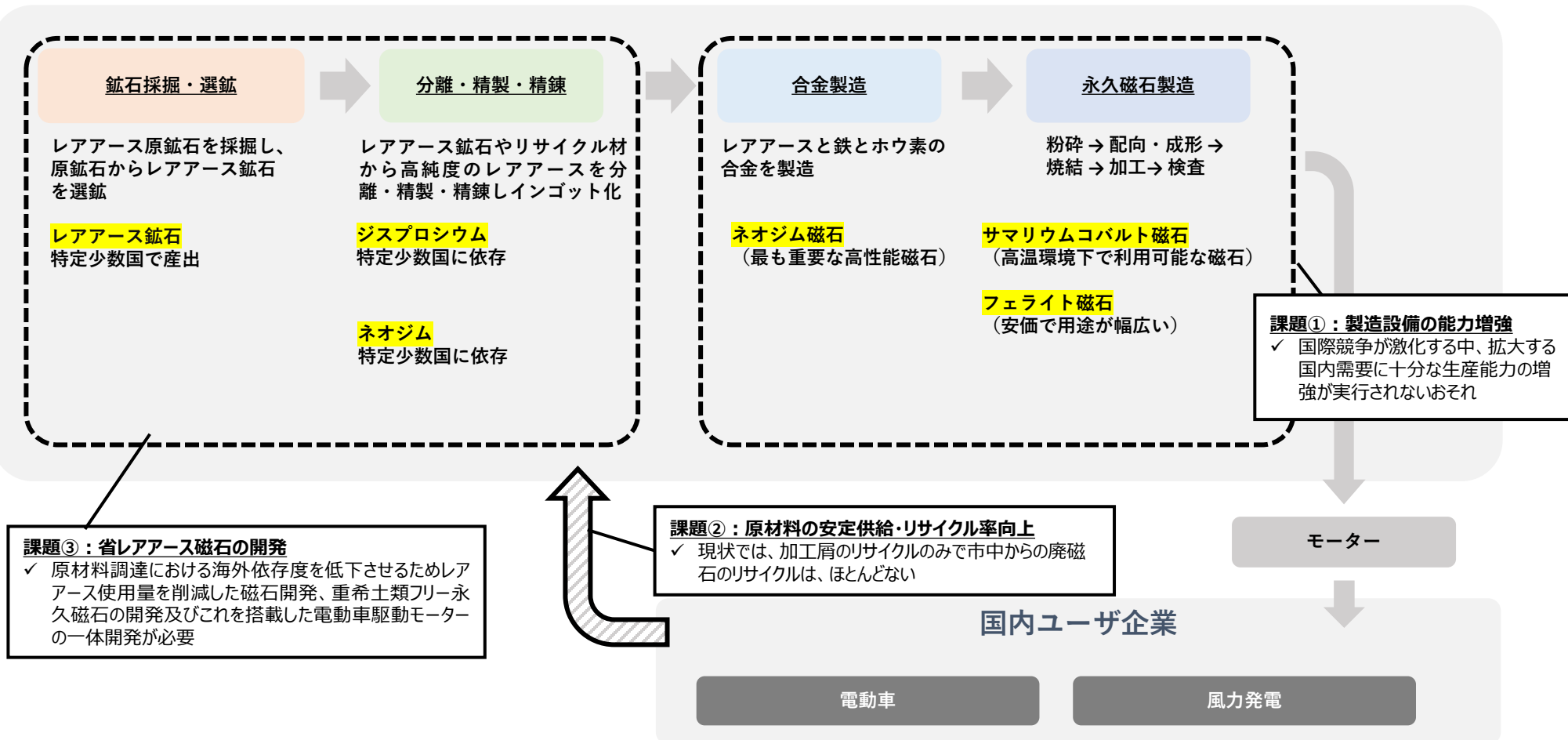
● 関連する戦略

- ・第7次エネルギー基本計画
- ・蓄電池産業戦略 等

永久磁石

永久磁石のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- 永久磁石は、**電動車、発電機、家電等、非常に幅広い用途で用いられ、今後も市場が成長**する見通し。
- 重希土類等の原材料の特定国への依存、需要増に対する国内生産能力の適切な確保、**市中からの廃磁石のリサイクル率の低さ**等が課題となっている。
- 2030年時点の国内需要量に応じた生産能力確保等の目標の達成のため、**永久磁石の製造能力増強、リサイクル技術の開発・導入、省レアアース磁石の開発**に向けて、事業者の認定を進めており、**引き続き認定した事業者の取組を支援**する。



永久磁石（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

需要拡大、国際競争が進む中、①国内需要に応じた国内生産能力増強が進まず、安定供給が維持できなくなるおそれがある、②原材料であるレアアースが外部に依存している、③市中回収される永久磁石のリサイクルが進んでいない、といった課題がある。

● 安定供給確保に関する目標：

2030年時点の国内需要量に応じて国内生産能力を増強することで現状の国際競争力の維持・強化を図るとともに、リサイクルや代替磁石の開発等を通じて、2030年までにリサイクル能力を倍増し^(※)、重希土類フリー磁石を開発することでレアアースの外部依存度を低減させ、永久磁石の安定供給体制を強化する。

※2020年比で倍増

安定供給確保に向けた施策

（取組1）永久磁石製造設備の能力増強・維持

→目標：2030年時点の国内需要量に応じた生産能力増強・維持を実施する。

（取組2）廃磁石からのレアアース原料リサイクル技術の開発・導入

→目標：2030年までに、2020年比でリサイクル能力を倍増させる。

（取組3）省レアアース磁石の開発

→目標：電動車駆動モーターに搭載可能な重希土類フリー磁石の開発及びこれを搭載した電動車駆動モーターの開発、並びにネオジム使用量を半減したネオジム磁石等の開発を5年程度の期限で行う。

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度を含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策 等

● その他の枠組による取組

中長期的な社会実装を目指した研究開発

（2012～2021年度「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料開発」、2020～2021年度「サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証」）

リサイクルプロセス技術の開発

（2017～2022年度「資源循環システム高度化促進事業」）

国際連携（クリティカルマテリアル・ミネラル会合など多国間での協力や米国等との2国間での協力の推進）

技術開発及びリサイクル等における川下産業との連携に関する研究会の実施

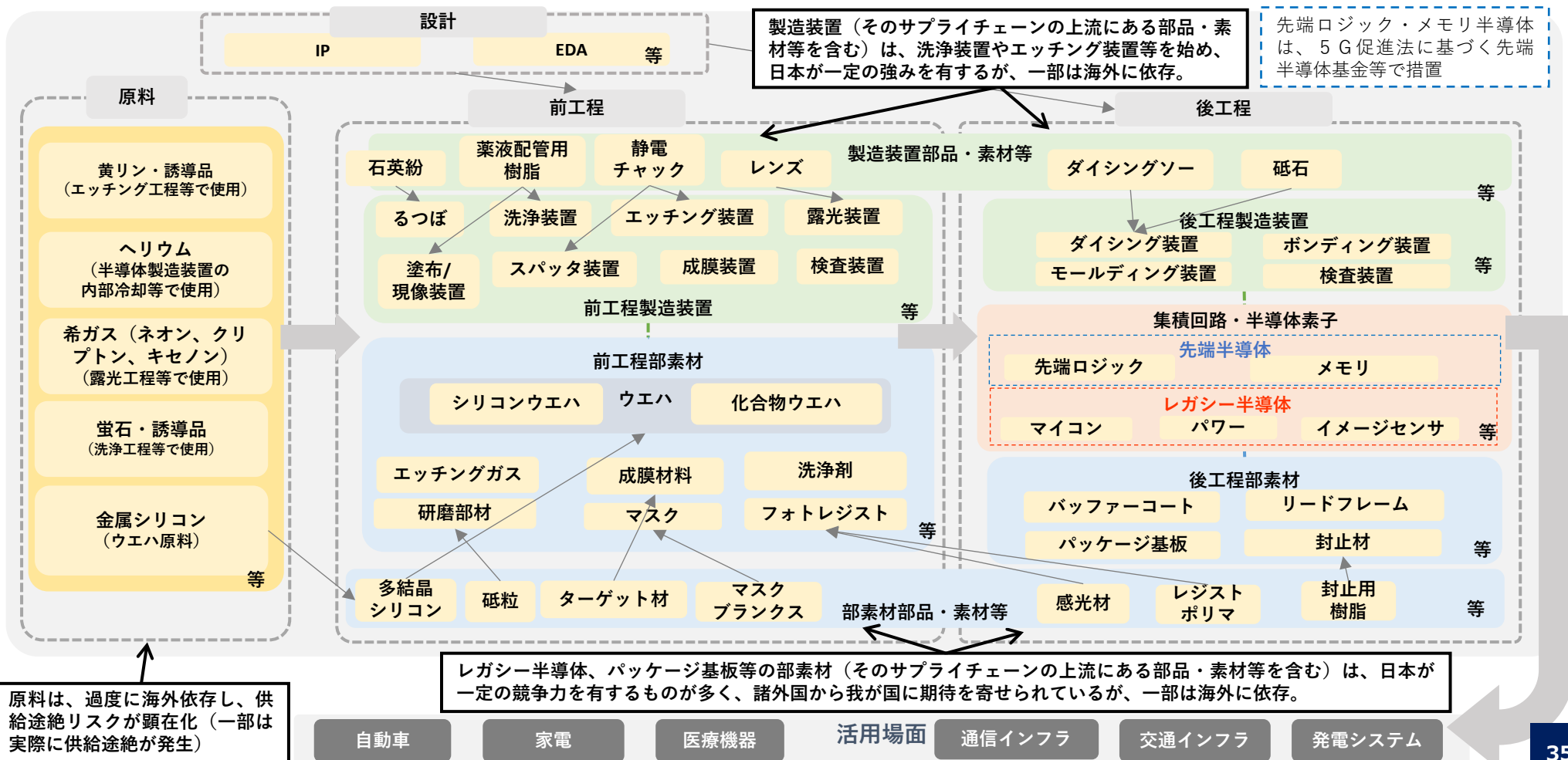
● 関連する戦略

・マテリアル革新力強化戦略

資源制約の克服に向け、供給途絶リスクが高い等の金属資源について、鉱種ごとの特性を踏まえ、権益の確保やリサイクル、国際資源開発など、戦略的なサプライチェーンの強靱化を図るとしている。

半導体のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- 半導体の安定的な国内供給の実現に向け、**従来型半導体、製造装置及び部素材の供給基盤の整備・強化に対して支援**を実施しているところであるが、**製造装置や部素材のサプライチェーンの上流に位置する重要な部品・素材等**についても、**原料の海外依存や他国企業による技術獲得に向けた取組の強化等を背景に外部依存リスク・供給途絶リスクが高まっている**。
- 新たに**製造装置や部素材のサプライチェーンの上流に位置する重要な部品・素材等**についても、措置を講ずることが必要。



半導体（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

- **SCの構造・課題：**
世界的に需要が増加し、諸外国が戦略的な積極投資を行う中、**日本企業の競争力は低下し続けてきた。製造装置・原料のほか、それらサプライチェーン上流にある部品・素材等について海外に大きく依存する物資が存在し、従来型半導体や製造装置、部素材等、我が国が一定の強みを有し、他国から我が国に供給を期待されている物資についても、支援を講じなければ、今後、更に外部依存が進むおそれ。**
- **安定供給確保に関する目標：**
5G促進法に基づく先端ロジック・メモリ半導体への生産施設整備等への支援等に加え、経済安全保障推進法に基づく支援により、**従来型半導体及び、半導体のサプライチェーンを構成する製造装置・部素材・それらサプライチェーン上流にある部品・素材及び原料の製造能力の強化等を図ること**で、**各種半導体の国内生産能力を維持・強化する。**これにより、**2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超を実現し、我が国の半導体の安定的な供給を確保する。**

安定供給確保に向けた施策

（取組1）従来型半導体の製造基盤整備

→目標：従来型半導体の国内製造能力強化に向けた大規模な設備投資等の支援により、**2030年の売上高目標を実現し、需要に応じた安定的な供給体制を構築。**特に、パワー半導体については、市場が大きく拡大すると見込まれているSiCパワー半導体を中心に、国際競争力を将来にわたり維持するために必要と考えられる相当規模な投資に対して集中的に支援を実施。

（取組2）半導体製造装置及びその重要な部品・素材の製造基盤整備

→目標：製造装置及び製造装置を構成する重要な部品・素材の国内製造能力強化に向けた設備投資等を支援し、**2030年の国内売上高目標実現に向けた安定的な供給体制を構築。**

（取組3）半導体部素材及びその重要な部品・素材の製造基盤整備

→目標：パワー半導体産業の国際競争力確保に不可欠なSiCシリコンウエハ等の部素材及び製造装置を構成する重要な部品・素材の国内製造能力強化に向けた大規模な設備投資等を支援し、**2030年の国内売上高目標実現に向けた安定的な供給体制を構築する。**

（取組4）原料の供給基盤整備

→目標：半導体原料のリサイクルの促進、国内生産の強化、備蓄、輸送体制の強化に向けた設備投資等を支援し、**半導体の2030年の国内売上高目標実現に向けた安定的な供給体制を構築する。**

※重要な部品・素材等については、供給途絶の蓋然性が高く投資の緊要性の非常に高いものなど、一定の要件（メーカーから増産の要請があること、供給途絶の蓋然性が高いとみなせる客観的な根拠があること、等）を満たした取組に限定。

● 技術管理への対策

計画認定に当たって、以下の対策を確認

- ・重要技術へのアクセス管理（重要技術の特定・管理体制、アクセス可能な者の限定）
- ・重要技術を扱う者への対応（守秘義務誓約、再雇用制度含めた適切な待遇）
- ・取引先企業との秘密保持契約、外国への技術移転への対策等

● その他の枠組による取組

先端半導体の生産施設整備・生産支援（5G促進法）

※ロジック・メモリ半導体のうち、高性能なもののみが対象

既存製造基盤の刷新・強靱化（令和3年度補正予算「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業」）

次世代半導体技術の開発（ポスト5G基金等）

次世代技術に向けた日米連携（日米半導体協力基本原則等）

ゲームチェンジャーとなり得る将来技術の開発

半導体人材の育成・確保

技術管理対策等に関する産業界へのアウトリーチ

外為法の規定に基づく措置（外為法の厳格な運用及びその対象の不断の見直し）

● 関連する戦略

・半導体・デジタル産業戦略

半導体については、失われた30年の反省と足下の地政学的変化を踏まえ、過去のレガシーが残存している間に、大胆な基盤強化を図り、産業発展の方向に舵を切り替える。